

**令和 6 年度 大垣市文化事業団共催ホール事業
出演者募集要項**

1/3 ページ

1. 趣 旨 活動の場を広げようとする個人やグループに、公演の機会を提供する。

2. 開催日 令和 6 年 10 月～令和 7 年 2 月のうち 1 日

※ホールの空き状況により、平日公演となることがあります。

3. 会 場 文化ホールまたは音楽堂

4. 募 集

<件数> 2 件 (団体・個人、プロ・アマチュアを問いません)

<期間> 令和 6 年 5 月 2 日 (木) 午前 10 時～ 6 月 3 日 (月) 午後 2 時締切

<内容> 音楽、演劇、ダンス、舞踊、伝統芸能など (1 時間程度の公演)

5. 応募条件

・メールのやりとりが可能で、財団への書類提出や、依頼事項に速やかに対応できること。

・入場料 500 円以上の有料公演とする。ただし、原則として子ども向け公演の子ども料金は 500 円を上限とする。

・活動期間が 1 年以上あり、かつ 5 年以内に 2 回以上の公演実績があること。団体の場合、出演者全員が上記実績を有すること。過去に大垣市または大垣市文化事業団が主催する公演に出演していない個人や団体。かつ、当財団主催の令和 4 年度ワンコインコンサート、および令和 5 年度ホール応援プロジェクトに採用実績のない個人や団体に限る。

※応募多数の場合は、広く利用機会を提供するため、当会場での公演実績のない応募者優先。

・楽器 (ピアノを除く) は出演者側で用意し、調律 (ピアノを含む) は応募者手配及び料金負担とする。

・出演料として、下記のとおり出演者へ支払うことに同意できること。

支払割合は、最終チケット販売数に応じて決定する。チケット総売上の 60～80%。

※交通費、宿泊費、食費、印刷費、その他演出等に必要な経費を全て含む。なお、決定した金額から、著作権使用料を差し引いた額を出演者に支払うこととする。

・2 人以上の団体、複数団体による共同応募の場合、代表者を明らかにし、実行委員会等を組織する。

・チラシは出演者側でデザイン・印刷後、出演者が配布と積極的な PR 活動を行う。

主な集客・広報活動は出演者側で行い、当財団は補助にあたる。

・応募者が未成年 (18 歳未満) の場合、保護者または成人に達している団体責任者が応募。

・財団職員や関係者等に、採用について個別で依頼する行為は禁止する。行為が認められた場合、審査対象外 (採用取消) とし、以後の募集事業に関し、その団体のメンバーに含まれる者すべてを募集対象から除外する。

6. そのほか

- ・公演当日のホール及び付属設備は当財団が提供する。但し、特別な演出が必要な場合は応募者で手配及び料金負担。リハーサル等で必要な場合は、公演日以外に連続する最大 1 日（3 区分）迄、ホール等の利用を可とする。ただし、会場の空き状況による。
- ・当財団 WEB ページ、広報おおがき等による公演の PR が可能。
- ・チケットは、応募者で販売するほか、当財団販売システムの利用が可能。

7. 応募方法

別紙「出演希望申請書」に必要事項をご記入の上、以下へ直接お持ちいただくか、ご郵送ください。

- <提出物> ①「出演希望申請書」 ※団体概要、事業企画概要、収支予算書 計 3 枚
②過去（5 年以内）の録画を記録した媒体（動画再生 URL の記載でも可）
③過去（5 年以内）のチラシ、プログラム等資料

<提出先> 〒503-0911 岐阜県大垣市室本町 5-51

（公財）大垣市文化事業団 事業課「ホール応援プロジェクト」宛

※記入漏れ・不明確な記載がある場合は、審査対象外とする。

※申請書及び記録媒体等の返却は行いません。

8. 審査

次の基準により選考する。

- ・多くの人々に受け入れられる魅力がある企画であること。
- ・集客について計画があり、有効席の 8 割を超えるチケット販売が見込めること。
- ・現実的な収支計画があること。
- ・設定した入場料に値する事業であること。

※選考基準を満たす応募がない場合、実施しない場合があります。

次の事業については対象となりません。

- ・物品の販売企画、営利企業が企画した事業
- ・特定の会員のみを対象にした事業
- ・特定の政治活動、宗教団体に関する事業
- ・定例的、定期的を実施している事業
- ・慈善事業への寄附を目的に行われる事業
- ・国、地方公共団体、各種団体から助成金等を受ける事業

9. 決定までの予定

- 選考期間：応募締切後～令和6年6月下旬
- 採用決定通知：令和6年6月下旬（予定）

10. 委託契約書の締結

採用が決定した応募者は、当財団と「委託契約書」を締結します。（要収入印紙）

11. 採用の取消し

事業の決定後、次の各号に該当した場合、採用を取り消すことがあります。

- (ア) 応募にあたり、財団職員や関係者に、採用について個別で依頼する行為が認められた場合。
- (イ) 応募書類の内容に虚偽の記載があると認められたとき。
- (ウ) 事業実施に当たり、不正な行為があると認められたとき。
- (エ) 事業実施に当たり、指示した事項に従わないとき。
- (オ) その他、事業実施に当たり、著しく支障があると当財団が判断したとき。

12. 事業の取下げ

採用通知書の受領後に実施を取り下げる場合は、「取下げ申請書」を提出してください。

<お問合せ> (公財) 大垣市文化事業団 事業課 事業係
TEL 0584-82-2310